

本号の内容

- ★ 座談会 ～千葉県の政策法務像について～
- ★ パブリックコメント制度
- ★ 公用車での交通事故

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

座談会 ～千葉県の政策法務像について～

今年度政策法務班に配属された5名の職員により、「千葉県の政策法務像について」と題する座談会が開催されました。政策法務の概念は多義的であり、理論と実践、そして千葉県における実務となれば、一つに集約することはなかなか難しいと思います。そこで、5人にはあらかじめテーマを与え、事前に勉強したことを報告してもらうと同時に、お互いの議論を通して、政策法務の認識を共有できればと考え企画されました。

5人に与えられたテーマは「地方自治と政策法務」、「協働と政策法務」、「行政手続と政策法務」、「憲法と政策法務」、そして「震災と政策法務」です。

司会はキャリアの長い先輩職員が務め、約3時間にわたり活発な議論が繰り広げられました。以下、その要旨をお伝えします。

テーマの報告

司会 では早速、各自のテーマの報告から始めましょう。報告に対してコメントのある方がいれば、併せてお願いします。

◆◆◆ 地方自治と政策法務 ◆◆◆

A（報告者）平成12年の第1次地方分権改革以降、地域の実情に応じた課題解決のため、政

策法務の重要性が一層増しています。また、今年度成立した第2次分権一括法により、今後はますます自主的・自立的な取組が求められてきます。

D 恥ずかしながら、地域の実情に応じた具体的な取組の必要性は、政策法務課に配属されて初めて認識しました。

◆◆◆ 協働と政策法務 ◆◆◆

B（報告者）行政と市民等との「協働」は、対等な立場で取り組むことが求められます。よって、NPOやボランティアを、行政の下請け的に利用することは「協働」には当たりません。

協働の形態として、政策法務を実現するために行政と市民等が共に取り組む「政策法務のための協働」や、協働社会を実現するために政策法務が役割を果たす「協働のための政策法務」という視点があると思います。

司会 人、予算等の行政資源の限界を補う点、住民自治実現の点からも、協働の視点は今後欠かせないものとなっていくでしょうね。

◆◆◆ 行政手続と政策法務 ◆◆◆

C（報告者）行政手続制度の趣旨の一つには、「透明性の確保」が掲げられます。基準の設定が要求されていることがその表れですが、設定には躊躇する職員が多いと感じられます。また、

意見公募手続についても、実際の運用は制度の本来の姿とはかけ離れてしまっている実情もあるようです。

司会 行政手続は手間のかかる制度です。制度の理念を広めていく努力が必要となりますね。

◆◆◆憲法と政策法務◆◆◆

D（報告者）「政策法務」とは、法を課題解決のために活用する手段であると理解しています。そして「法」とは、憲法を頂点とする法体系全般ということができます。政策法務は、究極的には憲法、とりわけ人権保障規定を具現化する手段といえます。

司会 地域における課題には人権、あるいはその根底に様々な価値が存在します。そういった人権や価値をいかに調整して実現を図っていくかという切り口はとても大事ですね。

◆◆◆震災と政策法務◆◆◆

E（報告者） 震災時は、平常時を想定した法律等が機能しにくいこと、そしてスピードが求められることに着目すべきです。問題点を見渡し、適法性を担保した迅速な対応が求められます。実践は非常に難しいところではあります。

D 震災対応の基本条例はもちろん、実務において拠りどころとなる要綱等を定めておく必要性が高いと感じています。

司会 緊急時の政策判断には、リスクを伴うことが多いですね。担当課からの法律相談における私たち政策法務課員の意見も、判断の拠りどころの一つになっているかもしれません。

ディスカッション

司会 では、皆さんの報告を踏まえ、次は**政策法務の理論と実践**について考えてみましょう。

A 法令の解釈運用について、私は日ごろから訴訟を意識する重要性を認識しています。法律相談で意見を示す際にも、訴訟に耐えられる理由付けをするように留意しています。

E 私はある政策条例の立案に関わっていますが、日々勉強しながら取り組んでいます。担当課との議論では、条例の必要性を基礎付ける

事実の収集や、条例目的実現のために選択する手段の吟味が特に大切だと認識しています。

司会 政策法務組織の課題について何か意見はありますか。

C 法規審査班との連携についてですが、条例立案において、初期段階から条例骨子案をつくるころまでは主に私たち政策法務班が、そして議会に提出する条文案の作成は、主に同じ政策法務室の法規審査班がそれぞれ担当課を支援します。法規審査班への引き継ぎの効果的なあり方について、検討する必要性を感じています。

B 訴訟になりそうな案件については、訟務班と合同で法律相談を受けることがあります。実際に訴訟となれば別ですが、予備的段階ではどちらの班が主導的役割を果たせばいいのか、事案ごとに異なり悩ましいところです。

結びにかえて

司会 最後に、同席いただいた政策法務室長と政策法務班長から一言ずつお願いします。

班長 それぞれの個性が出ていて、興味深い座談会でした。是非、第2回目の開催を期待しています。

室長 政策法務室の組織としての課題は、難しい問題です。室長として、適切な役割分担や各班の融合を考えなければいけませんね。

司会 皆さん、本日はお疲れ様でした。皆さんの議論で、私も再発見するところがあり、得るものが多い座談会でした。引き続き、しっかりと勉強をして、いい仕事をいきましょう。

いかがでしたか。

政策法務の理解は、実は私たち政策法務課員にとっても大きな課題です。報告にあったテーマのように、様々な視点から光を当ててみると、その奥深さの一端が見えてきたのではないのでしょうか。また、今回の座談会での議論が、「政策法務とは何か?」「政策法務担当の役割は?」といった、読者の皆様の素朴な疑問を解決する一助となれば幸いです。





パブリックコメント制度

～意見募集は何のため？～

パブリックコメントは、行政機関がある政策を策定しようとするときに、その内容等を広く一般に示して、意見等を提出してもらう仕組みのことです。行政機関は、提出された意見に従わなければならないわけではありませんが、その意見等を考慮し、考え方を示さなければなりません。

●千葉県におけるパブリックコメント

千葉県ではパブリックコメントの制度が次のような2本立てになっており、それぞれ対象としている案件が異なります。

行政手続条例の 意見公募手続 (総務部政策法務課)

- ・規則
- ・処分の要件を定める告示
- ・審査基準
- ・処分基準
- ・行政指導指針

ちばづくり 県民コメント制度 (総合企画部時勢道広報課)

- ・県の基本的な計画
- ・県民の権利や義務に影響を与える条例案
- ・広く公共の用に供される施設の計画
- ・その他、実施機関が必要と認めるもの

以下、行政手続条例の意見公募手続について説明します。

●千葉県行政手続条例の意見公募手続の趣旨

行政手続条例の「意見公募手続」には、県民等の意見を施策に反映していくというだけでなく、定めようとしている規則等を事前に県民等に知らしめることで行政の透明性向上を図るという目的もあります。

●適用除外

行政組織に関する規則や単なる条項すれの改正などは、手続が適用除外となります。ただし、前述のような趣旨から、その範囲は狭く定められています。

なお、適用除外等に関して当課によく寄せられる質問・相談として以下のようなものがあり

ます。

Q 要綱を定めるのなら意見公募手続は不要ですよ？

A 要綱という名称だからといって安心してはいけません。名称はどうあれ、審査基準や行政指導指針としての実態を有しているのであれば、意見公募手続が必要です。

Q 国の通知と同じ内容だから、意見公募手続は不要ですよ？

A 国の通知は、基本的に助言にすぎません。仮にそれと全く同じ内容を審査基準等とするのであれば、その決定行為が必要であり、決定に当たっては原則として意見公募手続を経る必要があります。

Q 時間がないから意見公募手続は不要ですよ？

A 緊急性等の理由により、手続を省略したり、意見提出期間を通常の30日間よりも短縮したりという方法はありますが、安易な適用は慎むべきです。政策法務課に御相談ください。

●結果の公示

規則等の制定と同時期に、提出された意見とそれに対する県の考え方などを示す結果の公示を行います。意見公募手続が適用除外となった場合でも、意見公募をせずに規則等を制定した旨とその理由を示す必要のあるケースがあります。

●千葉県の意見公募手続の現状

意見提出が1件もない案件が大半を占めています。行政の透明性向上という趣旨があるとはいえ、コストをかけて意見公募手続を実施する意味があるのかどうか、疑問に思われても仕方ないところです。一方で、十分な周知や説明がなされてきたのかなど、積極的な意見提出をいただくための運用面の検証も必要です。

千葉県にとってよりよいパブリックコメント制度はどのようなものでしょうか。皆様の御意見をお聴かせください。

(連絡先は1ページ目を御覧ください)





公用車での 交通事故

県は、「ゆずりあう 心で走る ちばの道」の標語のもとに、毎月10日を交通安全の日と定め、交通事故防止の徹底を図っています。

ところが、近年、公用車による交通事故は増加傾向にあります。

ここでは、交通事故に遭遇したとき慌てず対処できるように、対応事項を示していきます。

1 道路交通法の義務

公用車に限らず交通事故に遭遇した場合、私たちは運転を停止するとともに、負傷者の救護、道路上の危険防止措置をとり、最寄りの警察署の警察官に事故の発生日時、場所等を報告することが求められています（道路交通法第72条）。

2 報告等

公用車を運転していて交通事故にあったときは、

- ① 運行管理者（所属長等）への速報
- ② 最寄りの警察署の警察官への報告
- ③ 保険会社への通報
- ④ 総務部長への報告
- ⑤ 政策法務課への事故報告

をする必要があります。

④、⑤については運転管理者から、当日でなくても構いませんが、必ず連絡しましょう。

3 事故の責任、賠償

交通事故では、事故当事者双方が大きな損害をこうむります。ですから、その損害を両当事者がどのように負担するのかを調整することが大切です。

また、公用車については、万一に備えて自動車任意保険に加入していますので、県側の加害行為による損害の賠償は、この保険（上限があります。）によって処理されます。

相手方との交渉による合意前は、交通事故の発生原因、双方の責任の程度は未確定ですから、後日のため

にも状況の確認は大切なことです。

① 事故状況の確認

被害の拡大を防止する措置をしたら、速やかに、

- ・ 相手方の住所、氏名、勤務先等の確認
- ・ 目撃者がいる場合、その人の住所、氏名、連絡先等の確認、証言の依頼

をするとともに事故状況をメモしておかなければなりません。

② 保険会社に連絡するのは最優先

千葉県では保険会社の任意保険に加入しています。連絡先は公用車内に備えています。

③ 政策法務課への事故報告

和解（示談）をするためには、賠償責任の有無、賠償方法、賠償額及び職員に対する求償に関する事項について、審査会の審査を経る必要があります。

④ けがをした相手方へのお見舞い

被害者の感情に留意する必要があります。

⑤ 和解（示談）は議会の議決事項

和解は、議会の議決事項ですが、損害賠償で1件の金額が500万円以下のものは知事が専決（昭和51年12月議会で指定）できます。この場合は、議会に報告することになります（地方自治法第96条第1項第12号、第180条）。

4 事故報告を忘れないで

交通事故の損害賠償等の事後処理は和解によるものがほとんどであり、地方公共団体での和解は、議会の議決事項（知事専決による報告事項）です。

この交通事故に関する和解は、千葉県損害賠償事務処理要綱の審査会の審査対象となりますので、その庶務を行う政策法務課へ事故報告、審査会の招集依頼がないと、賠償事務が進まず、結果として事故の相手方への対応が遅くなり、和解（示談）交渉の支障になります。

相手方への支払いが必要になってから事故報告が提出されることのないよう、速やかに、政策法務課へ事故報告を提出してください。

公用車による交通事故の相談は
訟務班へ
☎ 043-223-2123
(内線2123)

